広島県告示第145号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第８条第１項の規定による特定施設の構造等の変更許可の申請があったので，同法第５条第４項の規定によって，その概要を次のとおり告示する。

平成29年３月16日

広島県知事　湯　　﨑　　英　　彦

１　申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県広島市中区基町10番52号 広島県公営企業管理者 坂井　浩明
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県三原市宮浦一丁目22－１ 沼田川水道用水供給事業　宮浦浄水場

２　申請の内容

64の２－ロ　水道浄水施設のうちろ過施設７基の使用方法を変更する。また，排水口における排出水の汚染状態及び量を変更する。

(1)　特定施設の種類，能力及び使用の方法

変更

		変更前	変更後
種類		64の２　ロ　水道浄水施設のうちろ過施設（No.1～No.7）	
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに
	工事完成予定年月日		許可後直ちに
	使用開始予定年月日		許可後直ちに

使用の方法	項目			通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度（水素指数）		緩速ろ過池であり，逆洗水を使用しないため，汚水等はない。		6.0～8.0	6.0～8.0
		生物化学的酸素要求量	(mg/L)			3.5	3.5
		化学的酸素要求量				9.75	10.5
		浮遊物質量				<1	5
		窒素含有量				2.25	2.5
		燐含有量				0.25	0.25
		大腸菌群数	(個/cm³)			<3,000	3,000 以下
	排出される汚水等の１日当たりの量（m³）			0	0	1,502.6	4,246.7

(2)　排出水の汚染状態

（その１）設置

排水口名	項目		通常	最大
NO.2 排水口	水素イオン濃度（水素指数）		6.0～8.0	6.0～8.0
	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	9	18
	化学的酸素要求量		9.4	10.1
	浮遊物質量		<1	10
	窒素含有量		2.2	2.4
	燐含有量		0.24	0.24
	大腸菌群数	(個/cm³)	<3,000	3,000
	排出される汚水等の１日当たりの量（m³）		1039.5	1039.5

（その２）No.3排水口の設置（雨水専用）

（その３）変更

			変更前		変更後	
排水口名	項　　目		通　常	最　大	通　常	最　大
NO.1排水口	水素イオン濃度（水素指数）		6～8	6～8	6.0～8.0	6.0～8.0
	化学的酸素要求量	(mg/L)	9	18	9.4	10.1
	浮遊物質量		1	10	<1	10
	窒素含有量		14	26	2.2	2.4
	燐含有量		2	4	0.24	0.24
	大腸菌群数	(個/cm^3)	3,000以下	3,000以下	<3,000	3,000
	排出される汚水等の１日当たりの量（m^3）		61	121	526.5	3280.5

３　事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1)　縦覧期間

平成29年３月16日から平成29年４月６日まで

(2)　縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境課